

# 大和都市計画図

地区名	告示年月日	面積(㎡)	告示年月日	面積(㎡)
府谷北地区地区計画	昭和三十八年	約25.9	昭和三十八年	約25.7
府谷南地区地区計画	昭和三十八年	約10.0		
府谷東地区地区計画	昭和三十八年	約3.0		
府谷西地区地区計画	昭和三十八年	約41.9		
千早地区地区計画	昭和三十八年	約10.0		
大和地区地区計画	昭和三十八年	約45.9		
下鴨地区地区計画	昭和三十八年	約4.9		
下鴨地区地区計画	昭和三十八年	約11.4		
下鴨地区地区計画	昭和三十八年	約4.4		
下鴨地区地区計画	昭和三十八年	約3.0		

種別	番号	公算名	面積(㎡)	告示年月日
第一種低層住居専用	3-2-1	第一種低層住居専用	16.8	昭和三十九年
第一種中高層住居専用	3-2-2	第一種中高層住居専用	1.9	昭和三十九年
第一種住居地域	3-2-3	第一種住居地域	1.9	昭和三十九年
第二種住居地域	3-2-4	第二種住居地域	0.3	昭和三十九年
準住居地域	3-2-5	準住居地域	0.3	昭和三十九年
近隣商業地域	3-2-6	近隣商業地域	0.3	昭和三十九年
商業地域	3-2-7	商業地域	0.3	昭和三十九年
準工業地域	3-2-8	準工業地域	0.3	昭和三十九年
工業地域	3-2-9	工業地域	0.3	昭和三十九年
防火地域	3-2-10	防火地域	0.3	昭和三十九年

行政区域界	市街化調整区域
市街化調整区域	第一種低層住居専用地域
第一種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種住居地域
第一種住居地域	第二種住居地域
第二種住居地域	準住居地域
準住居地域	近隣商業地域
近隣商業地域	商業地域
商業地域	準工業地域
準工業地域	工業地域
工業地域	防火地域
防火地域	準防火地域
準防火地域	駐車整備地区
駐車整備地区	特別緑地保全地区
特別緑地保全地区	生産緑地地区
生産緑地地区	都市計画道路
都市計画道路	都市高速道路
都市高速道路	都市計画公園
都市計画公園	下水道計画区域(汚水)
下水道計画区域(汚水)	下水道計画区域(雨水)
下水道計画区域(雨水)	市街地開発事業区域
市街地開発事業区域	下水処理場・ごみ焼却場
下水処理場・ごみ焼却場	地区計画区域
地区計画区域	再開発促進地区
再開発促進地区	防災再開発促進地区
防災再開発促進地区	高度利用地区

種別	用途地域	容積率/建蔽率 (%)	建築物の高さの限度	防火地域・準防火地域
第一種低層住居専用	第一種低層住居専用	80/50	10m	-
第一種中高層住居専用	第一種中高層住居専用	200/60	-	-
第一種住居地域	第一種住居地域	200/60	-	準防火地域
第二種住居地域	第二種住居地域	200/60	-	-
準住居地域	準住居地域	200/60	-	-
近隣商業地域	近隣商業地域	200/80	30m/80	-
商業地域	商業地域	400/80	-	防火地域
準工業地域	準工業地域	200/60	-	-
工業地域	工業地域	200/60	-	-

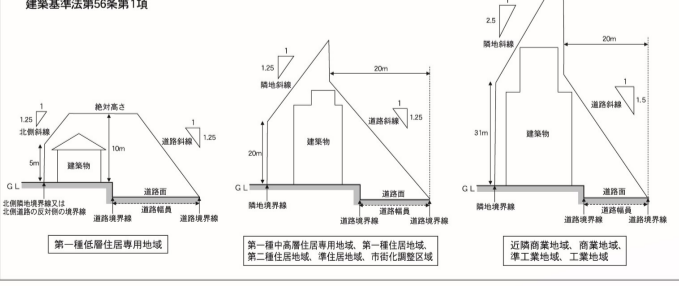
(参考) 用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)における建築形態制限

容積率/建蔽率 (%)	道路斜線	隣地斜線
100/50	1.25L	20m+1.25L

(参考) 日影による中高層の建築物の制限

地域又は区域	制限を受ける建築物	平均地盤面からの高さ	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲
第一種低層住居専用地域	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(-)	3時間
第一種中高層住居専用地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	3時間
第一種住居地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	4時間
第二種住居地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	2.5時間
準住居地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	2.5時間
近隣商業地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	2.5時間
商業地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	2.5時間
準工業地域	高さ10mを超える建築物	4m	(-)	2.5時間
用途地域の指定のない区域(市街化調整区域)	軒の高さが7mを超える建築物又は地階を除く階数が3以上の建築物	1.5m	(-)	3時間

(参考) 高さ制限イメージ図(斜線制限)



変更する区域	
--------	--

事項	市町名	大和 市
件名	大和都市計画用途地域の変更	
図面の名称	総括図	
縮尺	1/10,000	
番号	1/1	
作成年月日	令和 年 月 日	

※本図の表示は概略を示すもので、詳細については大和市都市づくり計画課に添えてある縮尺図等を参照してください。